

行政文書開示請求書

平成26年12月10日

外務大臣 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)  
特定非営利活動法人 情報公開市民センター 理事長 新海聡

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)  
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9  
チサンマンション丸の内第2 303

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)  
052-253-7860

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)  
特定秘密指定管理簿

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。  
<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )  
<実施の希望日>  
イ○写しの送付を希望する。

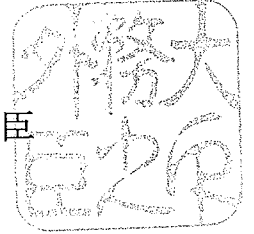
開示請求手数料 (1件300円)	300円	収入印紙をはってください	(受付印)
---------------------	------	--------------	-------

※ この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

特定非営利活動法人 情報公開市民センター理事長 新海聡様

外務大臣



## 行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

### 記

1. 開示を求められた行政文書の名称等  
特定秘密指定管理簿
2. 開示請求番号 2014-00650
3. 開示請求受付日 平成 26年12月11日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。  
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所及び名古屋地方裁判所

[備考]

1	行政文書の名称等： 特定秘密指定管理簿
	決定区分： 開示

開示実施可能な媒体の種類別： 文書または図画

数量： 1枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項>【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：10円  
全部    一部    (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：10円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )  
 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

